

# 組合員証の検認(資格確認)を終えて



公立学校共済組合では、被扶養者の資格確認のため9月～10月にかけて組合員証等の検認を行いました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

検認の結果、収入超過や就職等により**遡って認定取消**となる事例が見受けられました。

遡って認定取消になると、取消日以降に病院等で保険証を使用していた場合、共済組合に**医療費を返還**することになります。長い期間を遡って認定が取り消された場合は、医療費の返還額も高額になることがあります。

被扶養者としての要件を欠くときは、速やかに所属所を通じて当共済組合へ**被扶養者認定取消申告書の届出と被扶養者証の返却**をお願いします。

～～～～～**気をつけよう**～～～～～

◎ 被扶養者のご家族が資格要件を満たしているか、**常に確認**しておきましょう。

<p>(事例1) 被扶養者が就職をしていて、健康保険の被保険者になっていた。</p>	<p>健康保険の被保険者となった場合、認定取消の手続きが必要です。(例 4月1日に〇〇会社に就職し、会社の健康保険制度に加入した) また、採用後に試用期間等があつて健康保険制度にすぐに加入しない場合でも、認定基準額(月額108,334円)以上の月額収入が見込まれる場合は、就職した日で取消となります。それまでの期間は、国民健康保険への加入となります。</p>
<p>(事例2) アルバイトしている子どもの収入が認定基準額(月額108,334円)以上である月が連続して3か月以上になっていた。</p>	<p>組合員が扶養している限り、被扶養者の収入を把握しておくことが必要です。複数の勤務先で収入を得ていた場合は、合算した額となります。 <b>扶養手当が支給されている被扶養者であっても、パート・アルバイトでの不安定な収入は、特に気をつけてください。</b> また、勤務先の廃業等で在職等証明書が取れないケースや日払い現金支給等で収入額の把握が難しいケースも見受けられます。認定基準を超えていないことが証明できるようにしておいてください。(給与明細等の保管など)</p>

**被扶養者の認定基準となる収入額は次のとおりです。これを超過する場合は取消となります**

- ①年額130万円未満(原則) ※個人年金や遺族年金のみ受給の方はこちらに該当
- ②年額180万円未満(満60歳以上で所得の全部もしくは一部が公的年金等を受給している方及び障害を支給事由とする公的年金等を受給している方)

**扶養手当該当者や年金を受給しながら働く方が見落としがちな取消例**

アルバイト収入等で一定金額(①108,334円以上 ②年金と合算し15万円以上)を3か月連続して超過した。

※公的年金等は支給年額を12で除した金額を毎月の収入としてアルバイト収入に加えます。

3か月連続で超過した時点で取消(配偶者は国民年金第3号被保険者非該当)となります。

※在職等証明書に記載のない期間であっても、不安定収入による所得が見受けられる場合には、月の収入額の確認をお願いします。

・所得証明書に記載されない年金の受給も忘れずに申告してください。(障害年金・遺族年金・個人年金等)